

居宅介護支援事業所管理者 様

千葉県保健福祉局高齢障害部
介護保険管理課長

新型コロナウイルス感染拡大に伴う要介護認定事務の本年10月中の取扱いについて

日頃より、本市保健福祉行政にご理解とご協力を賜り、お礼申し上げます。

令和5年8月31日付けで当課から発出しました「新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う要介護認定事務の令和5年9月中の取扱いについて」にてお示ししたとおり、現在、本市では、臨時的取扱いを行う際の「新型コロナウイルス感染症に係る要介護・要支援認定（更新）申請への臨時的取扱い適用申出書」の提出を不要として、要介護認定及び要支援認定の有効期間を「職権で12か月延長」する対応をとっております。

この件について、新規感染者数が引き続き増加傾向にある今般の感染状況を踏まえ、本年10月中の取扱いを下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

1 今後の取扱い

令和5年11月30日までに認定有効期間満了を迎える更新申請を受けたときは、原則として訪問調査を行うものとしますが、申請者や施設の意向により、面会が困難な場合は、臨時的取扱いを行うことも可能とします。

※ 臨時的取扱いは、あくまでも「新型コロナウイルス感染拡大防止」を目的とした措置であり、これ以外の理由、例えば「前回の認定申請時から状態が変わっていない」こと等を理由として適用することはできませんので、改めてご留意ください。

2 手続き

臨時的取扱いを希望する申請者にご案内していた「新型コロナウイルス感染症に係る要介護・要支援認定（更新）申請への臨時的取扱い適用申出書」の提出は、引き続き不要とします。

3 備考

- (1) 長期間にわたって申請者の心身の状況等を適正に把握・評価することができない状態は好ましくないため、前回の更新申請時に臨時的取扱いを適用した被保険者に対しては、できる限り続けて適用しないようお願いいたします。
- (2) 今後、対応の変更や見直しが必要となった場合は、改めて通知します。

(問合せ先)

千葉県保健福祉局高齢障害部介護保険管理課

TEL : 245-5206 FAX : 245-5623

Mail : kaigohokenkanri.HWS@city.chiba.lg.jp